

奈良県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十三号

奈良県監査委員条例の一部を改正する条例

奈良県監査委員条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「の数」を削り、同条中「の数は、一人とする」を「は、知事がこれを指定する」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。